

後方支援の自衛隊員捕まつたら…

軍への後方支援を可能にする
安全保険関連法が成立して1
年。政府は自衛隊による新任
者の訓練が始まる。運用こ

問題となるのは、自衛隊による後方支援活動だ。対立する軍や武装勢力から自衛隊が攻撃され、隊員が捕まつたらどうなるのか。

国際法は、兵士が残虐な行為を受けることを防ぐため、「捕虜」として人道的な扱いを保証するルールを定めて、専門家が強い懸念を表明し始めた。現行法では、隊員は国際法で認められている捕虜の取り扱いを受けられない可能性があるからだ。憲法解釈と現実の自衛隊の運用の新たな矛盾があらわになった。

人道的扱い 保証されぬりスク

視点 活動に何を認めるか 議論が不可欠

青空にほつんと黒い点が見えた。だんだん大きくなる。輸送機だ。1990年9月、カンボジアの空港で、自衛隊の国連平和維持活動(PKO)派遣部隊の到着に立ち会った。あれから24年。自衛隊は東ゴラン高原の停戦監視に参 加し、イラクでは復興支援で展開した。安保法制では、他国軍の後方支援さえも可能になつた。

制約を外すたび、憲法の関連であいまいな論法を重ねた。「自衛隊が活動する地域が『非戦闘地域』」。(後方支援で戦闘に巻き込まれる)ではない。戦場の常識に反する説明が続く。活動の場が広がるほど矛盾は深まる。捕虜問題はその最たるものだ。

さいわい、これまで自衛隊は実際の戦闘に関与していない。しかしひとたび武器が使われれば、重大な事態は避けられない。ならば野党も含めて、自衛隊にいよいよ何を認めるのか議論を戻し、国民の広い合意が得られる範囲で、活動を定めるのが筋ではないか。

冷戦下の安保問題は、妥協なき左右のイデオロギー対立と結びついていた。冷戦も終わって久しいが、国民共通の関心事項であるはずの安全保障は、黒白の対立テーマであり続けていく。(三浦俊章)

特集面では憲法と政策の相克の歴史をたどります。

28.9.25 A